

# 松本シティーマーチングバンド 隊規則

## [第一章 総則]

第 1条 本バンドは、松本シティーマーチングバンドと称する。(以下MCMBと略す。)

第 2条 MCMBの事務局は、代表の自宅とする。

## [第二章 目的および事業]

第 3条 MCMBは、隊員が相互の資質の向上と親睦をはかり、マーチングの普及発展とその活動を通じて、豊かな情操と節度ある態度を養い、学校教育及び社会教育に貢献するとともに、長野県文化の向上に資する事を目的とする。

第 4条 MCMBは、前条の目的を達成するために、次の事業を主催または参加する。

- 1 講習会、研修会、発表会、コンクール、フェスティバル、文化行事等の事業
- 2 その他必要と思われる事業。

## [第三章 隊員]

第 5条 隊員は、年齢制限を持たず、広く社会から募るものとする。ただし、高校生以下の者については、保護者の許可を必要とする。

第 6条 所定の入隊手続き(入隊届(様式1)及び隊費の納入)を経た者をもって隊員とする。

第 7条 隊員が脱退する場合は、次の項のいずれかに該当し、幹部会において脱退を認めた者とする。ただし、すべての費用が完済されていることを前提とする。

- 1 脱退の申し出を受理された場合。
- 2 隊費を引き続き3ヶ月以上滞納し、督促に応じない場合。
- 3 著しくバンドの品位・名誉を傷つけた場合。
- 4 練習に支障があり、各パートまたはバンド全体に影響がある場合。

第 8条 3ヵ月以上練習に参加できない場合は、事前に休隊届(様式2)を代表宛てに提出すること。

## [第四章 組織]

第 9条 MCMBには、代表、副代表、事務局、企画構成部、指導部、渉外部、衣装部、器材部、広報部を置くものとする。

第10条 代表は、MCMBを代表する。

第11条 副代表は、代表の補佐と、代表に事故あるときは代理を行う。

第12条 事務局は、以下のことを行う。

- 1 会計・決算に関わる資料の作成、監査を受け総会への報告を行う。
- 2 大会等の出場に関する手続きを行う。
- 3 収入、支出、決算、備品、書類等の管理をする。
- 4 備品台帳の作成・管理を器材部と連携して行う。

5 隊員名簿の管理をする。

第13条 企画構成部は、以下のことを行う。

- 1 選曲をする。
- 2 フォーメーションの企画、構成をする。
- 3 使用楽器、小道具等の企画をする。

第14条 指導部は、以下のことを行う。

- 1 練習計画をたてる。
- 2 基本動作の指導をする。
- 3 演奏の指導をする。
- 4 フォーメーション指導をする。

第15条 渉外部は、以下のことを行う。

- 1 練習場所等の手配及び連絡をする。
- 2 第4条に定める参加事業に関わる対外交渉に当たる。

第16条 衣装部は、以下のことを行う。

- 1 隊の衣装に関する一切を行う。

第17条 器材部は、以下のことを行う。

- 1 隊所有の楽器・大小道具の維持管理を事務局と連携して行う。
- 2 隊所有の楽器車の運行管理を行う。
- 3 使用器材の調達を各部局と調整し行う。

第18条 広報部は、以下のことを行う。

- 1 各種SNSを通じてMCMBに関する告知や宣伝を行う。
- 2 各種SNS発信のための映像や動画の撮影、文章の作成を行う。
- 3 MCMB公式ウェブサイト、各種SNSの管理を代表の下に行う。
- 4 肖像利用に関する承諾の有無に配慮し、撮影等を行う。

## [第五章 役員]

第19条 MCMBには、代表、副代表、事務局長、事務局次長、会計長、企画構成正・副部長、指導正・副部長、渉外正・副部長、衣装正・副部長、器材正・副部長、広報正・副部長、パートリーダーを置くものとする。

第20条 代表1名、副代表若干名、事務局長1名、各部長1名は幹部会の推薦により総会の承認を得て選出される。

第21条 各副部長は各部長、事務局次長・会計長は事務局長が指名する。

第22条 各部員・事務局員は、必要により適宜、各部長及び事務局長が指名する。

第23条 パートリーダー各1名は、パートからの推薦により幹部会の承認を得て選出される。

第24条 各部長・事務局長は、以下のことを行う。

- 1 各部局に定められた仕事の執行。

第25条 各副部長・局次長は、部長・局長を補佐し、部長・局長に事故あるときは代理する。

第26条 役員の就任ならびに任期は、次の通りとする。

1 役員は、1月1日に就任する。

2 役員の任期は、代表2年、他の役員は1年とする。ただし、再任、重任は妨げない。

第27条 前条任期中の役員に欠員を生じたときは、幹部会がこれを補充し、隊員に通知して承認を得るものとする。  
任期は、前任者の残任期間とする。

## [第六章 顧問]

第28条 幹部会が必要と認めるとき、各界から適任者を選考し、総会の議決を経て代表が委嘱する。

第29条 顧問は第32条の最高幹部会からの諮問に対し意見を述べることができる。

## [第七章 会議]

第30条 MCMBには、総会、最高幹部会、幹部会、リーダー会を置く。

第31条 総会は、隊員(18歳以上)及び保護者(18歳未満、高校生以下の隊員保護者)で構成する。

第32条 最高幹部会は、代表、副代表、各部長、事務局長で構成する。

第33条 幹部会は、前条構成員のほか各副部長及び事務局次長で構成する。

第34条 リーダー会は、各パートリーダーで構成する。

第35条 総会は、原則として年1回代表が招集する。必要に応じて臨時総会を招集することができる。

第36条 会議は、総会において総隊員数、その他の会は会員数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

第37条 最高幹部会は、必要に応じ代表が招集する。

第38条 最高議決権は、最高幹部会が持つ。

第39条 幹部会は、必要に応じて代表または副代表が招集する。

第40条 会議の議事は、出席者の3分の2以上の同意によって決定する。

第41条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない隊員、若しくは隊員保護者は他の隊員を代理人として表決を委任することができる。この場合、第36条の規則の適用については、出席したものとみなす。

## [第八章 会計]

第42条 MCMBの経費は、隊費及び謝礼、寄付金等をもって充てる。隊費の額を変更する場合は、幹部会で検討し総会の承認を得る。

第43条 隊費の納入は次の通りとする。

1 隊費は、月額3,000円とし、月初めの練習時に事務局に納める。事務局は領収印を押し、領収書(袋)を本人に返す。

2 隊員の申請により隊費月額を最高幹部会において決定することができる。

3 隊費は入隊届が受理された月から発生し、休隊および脱退届が幹部会において承認された月まで発生する。ただし、事情により発生月は幹部会で決めることができる。

第44条 経費が隊費及び謝礼で補えない場合は、この限りでない。かかった経費を人数割して徴収し補う。

第45条 スポンサーについては、最高幹部会で決定する。

第46条 MCMBの会計年は、1月1日に始まり12月31日に終わるものとする。

### 【第九章 練習日および練習場所】

第47条 練習日は原則として毎週の土曜日とする。大会、イベント出場他(以下「大会等」という。)必要とする場合はこの限りではない。

第48条 練習場所は、渉外部より原則月毎に隊員に連絡する。

第49条 練習時間は、原則として午後6時30分から午後9時とする。しかし、大会等に係るものにあつてはこの限りでない。

### 【第十章 事故等の責任】

第50条 MCMBの練習時間および大会等のMCMBが拘束する時間外の事故(交通事故、刑事事件等)は、個人または保護者の責任とし、MCMBは責任をとらない。

第51条 MCMBの隊員はスポーツ安全保険に加入する。

2 保険加入は事務局が一括して加入するものとし、保険料は、隊費をもってそれに充てるものとする。

3 隊活動中の傷害については、傷害保険の対象範囲で対応するものとする。

4 保険未加入者の活動中の事故については、隊は責任を負わないものとする。

### 【第十一章 予算作成および執行】

第52条 幹部会で予算を作成し、事務局長宛てに提出する。

第53条 各パートリーダーは、年間の物品購入及び修繕費伺い書に記入し、事務局長宛てに提出する。事務局は、これを検討し予算台帳を作成し事務局長検印の上、代表に提出する。代表検印後事務局長が責任をもって執行する。

### 【第十二章 備品】

第54条 事務局が第12条第4項の備品台帳を作成し、財産管理をする。

第55条 事務局は、隊備品を外部に貸出する場合、貸出前に借用者から備品借用届(様式2)の提出を求める。

第56条 隊の備品を個人の責任において破損した場合の修理費は自己負担とする。

第57条 前条修理請求は、事務局が個人宛て請求書を作成し、代金の回収にあたる。

第58条 使用楽器の手入れは、使用者の責任において常に良好の状態を保つこと。

第59条 隊は楽器を搬送する車両を所有する。

### 【第十三章 規約の改正】

第60条 この規約の改正は、幹部会において3分の2以上の賛同を得た上、さらに総会において3分の2以上の同意を必要とする。ただし、各条の本旨を変更することなく字句の解除・修正は幹部会において行うことができる。

### 【第十四章 後援会】

第61条 MCMBの後援会を組織することができる。後援会は、バンドの運営等に援助し協力をする。後援会組織は、後援会で作成する。

### [第十五章 隊の解散]

第62条 MCMB は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする事業の成功の不能
- (3) 隊員の欠乏
- (4) 合併

### [附 則]

第60条 この規約は、平成2年11月1日から実施する。

この規約は、平成4年12月12日から一部改定実施する。

この規約は、平成5年12月11日から一部改定実施する。

この規約は、平成8年1月1日から一部改定実施する。

この規約は、平成16年1月1日から一部改定実施する。

この規約は、平成19年1月1日から一部改定実施する。

この規約は、平成20年1月1日から一部改定実施する。

この規約は、平成30年1月1日から一部改定実施する。

この規約は、令和2年1月1日から一部改定実施する。

この規約は、令和3年1月30日から一部改定実施する。

この規約は、令和5年1月1日から一部改定し実施する。

この規約は、令和6年1月1日から一部改定し実施する。

この規約は、令和7年1月1日から一部改定し実施する。

この規約は、令和7年2月1日から一部改定し実施する。

# 松本シティーマーチングバンド運営方針

令和7年2月

## 1 活動目標

当クラブの目標は隊規則第3条の目的に基づきます。小学生から社会人までの幅広いクラブ員相互の資質の向上と親睦をはかり、マーチングの普及啓発とその活動を通じて、豊かな情操と節度ある態度を養い、学校教育及び社会教育に貢献するとともに、長野県文化の向上に資するものです。

## 2 目指す生徒像

音楽活動をとおして異年齢、多職種、他校者との交流の中で、同年同士や年長者間の人間関係の構築をはかり、学生自身が活動を通して積極性と楽しさを感じ、共生する気持ちの持てる人間形成を目指します。

## 3 育てたい力

音楽（マーチング）活動等に親しませ、個々に役割を持たせることで学習意欲の向上や、思いやりを持った後輩を育てる指導力と責任感、年齢を超えての協力しあえる連帯感の涵養を育てる。

## 4 地域クラブ活動の活動内容

### (1) 指導方針

クラブ員個々の状況を尊重して無理のない活動への参加と指導を行い、クラブ員全員が楽しくプレーヤーとして参加することを目指す。

### (2) 指導者

- ・専門的な音楽指導は民間音楽教室講師を年数回招聘して、全クラブ員対象に実施する。
- ・通常は、クラブ内のマーチング指導資格者を中心にパートごとのリーダーが核となり実施する。

### (3) 適切な休養日及び活動時間の設定

隊規則第九章に基づき実施する。

- ・平日の練習は現在実施していない。
- ・定期練習は、毎週土曜日 18 時 30 分～21 時まで実施する。
- ・大会出場、イベント参加のため必要な場合は、日曜日 9 時～16 時の間の練習日程を組み、参加できる範囲での時間で実施する。

松本シティーマーチングバンド 2024年度活動計画(25年1月～3月)

月	活動日	曜日	活動時間	活動場所	活動内容
12月					
月	活動日	曜日	活動時間	活動場所	活動内容
1月	1月4日	土	18:30～21:00	島立小学校体育館	定期練習
	1月11日	土	18:30～21:00	島立小学校体育館	定期練習
	1月12日	日	9:00～15:00	島立体育館	コンサート特別練習
	1月18日	土	18:30～21:00	島立小学校体育館	定期練習
	1月25日	土	18:30～21:00	島立小学校体育館	定期練習
月	活動日	曜日	活動時間	活動場所	活動内容
2月	2月1日	土	18:30～21:00	島立小学校体育館	定期練習
	2月2日	日	9:00～16:00	市総合体育館	コンサート特別練習
	2月8日	土	18:30～21:00	島立小学校体育館	定期練習
	2月9日	日	18:00～20:00	結婚式場	メンバー結婚披露宴演奏
	2月15日	土	18:30～21:00	島立小学校体育館	定期練習
	2月16日	日	9:00～16:00	市島立体育館	コンサート特別練習
	2月22日	土	18:30～21:00	島立小学校体育館	定期練習
月	活動日	曜日	活動時間	活動場所	活動内容
3月	3月1日	土	18:30～21:00	島立小学校体育館	定期練習
	3月2日	日	9:00～16:00	市総合体育館	コンサート特別練習
	3月8日	土	18:30～21:00	島立小学校体育館	定期練習
	3月15日	土	18:30～21:00	島立小学校体育館	定期練習
	3月16日	日	9:00～16:00	市四賀体育館	コンサート特別練習
	3月22日	土	18:30～21:00	島立小学校体育館	定期練習
	3月29日	土	18:30～21:00	島立小学校体育館	定期練習
	3月30日	日	9:00～16:00	市梓川体育館	コンサート特別練習

**(4) 大会の参加**

- ・長野県マーチングバンド大会（主催:長野県マーチングバンド協会）出場
- ・マーチングバンド関東大会（主催:日本マーチングバンド協会関東支部）出場

**(5) 地域イベント参加**

地域イベント等への積極的な参加をする。

- ・OMF吹奏楽パレード
- ・プロサッカー・バスケットなどのハーフタイムショー
- ・地域夏祭りなどの各種イベント

**(6) 地域小学校金管バンド指導**

市内小学校金管バンドへのクラブ員による楽器演奏指導（土曜日）

以上